

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。今回は「先行整備街区等への申出受付の締切りについて」ほかの件について、お知らせいたします。

先行整備街区等への申出受付の締切りについて

先行整備街区A、先行整備街区B及び重複利用区域（先行整備街区Bを除く阪高上部）への換地の申出について、9月末より申出書を受付していますが、締切りが12月14日（金）となっております。

未だ個人面談等を行っているところではありますが、先行整備街区等へ換地を申出される方は、締切日までに当機構へ提出（郵送の場合は12/14必着）下さいますようお願いいたします。



【先行整備街区もしくは重複利用区域へ換地の申出をされる方へ】

○先行整備街区及び重複利用区域への換地は、書面で申し出していただく必要があります。申出書などの申請書類に署名・押印の上、印鑑登録証明書を添付してURへ提出下さい。

○書類の書き方がわからない方、どの書類を出したらよいかわからない方は、ご説明させていただきますので、URへご連絡下さい。

○堺市に土地買取りを申し出ている方は、土地買取りの申出を先に取り下げてからでないと換地の申出はできませんのでご注意ください。

（土地買取りの申出を取り下げて、改めて換地の申出をされる方は、一度に手続きできるよう、堺市とURで一緒に対応させていただきますので、ご連絡下さい。）

先行整備街区へ換地をされる方の今後の予定について

12月14日に申出の締切りをさせていただいた後、申出された結果を文書で通知いたします（平成31年2月頃を予定）。換地の位置等について個別にご説明させていただきます（平成31年3月～4月頃を予定）。

なお、先行整備街区以外へ換地される方につきましては、平成31年の秋頃に、換地の位置等のご説明をさせていただく予定です。

先行整備街区の整備工事について

先行整備街区の工事については、地下先行整備街区Aの一部において国土交通省大和川河川事務所が行っている構造物撤去工事との工程調整を行いつつ、地盤調査、市道築港南島線内の埋設物の試掘調査等の準備工を行ってきたところであり、平成31年1月からの本格着工を予定しています。

○先行整備街区A

上記の状況をふまえURの宅地整備工事の工程を検討したところ、平成33年春頃に権利者の皆様に宅地をお引渡しする見込みです。

○先行整備街区B

平成32年夏頃に権利者の皆様に宅地をお引渡しする見込みです。

土地区画整理審議会（第4回）について

9月22日（土）に第4回土地区画整理審議会が開催されました。今回は「換地設計基準」、「申出換地取扱基準」について諮問し、案のとおり答申をいただきました。また、先行整備街区の整備工事等についてURより報告しました。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、URへお問合せ下さい。
URの事務所は三宝郵便局近く（はす向かい）にありますので、お気軽にお立ち寄り下さい（お越しいただく際は、担当者が不在の場合があるので、事前に電話で連絡をいただくと幸いです）。



UR都市機構

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番2
TEL：072-282-7722